

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R5. 5. 25	R5. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> 「主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査」への御協力のお願い（東京都宛て） 【別添1】調査対象校・教育委員会リスト 【別添2】主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査に係る作業要領（教育委員会・公立校用） 【別添2】主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査に係る作業要領（私立校用） 主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査に係る調査対象校への連絡完了報告フォーム 	7	1							1			1				<p>【回答フォームのURL】 ・職員が業務で使用する回答フォームは、公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>【調査対象校】 ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り個別の学校名は公表しないことを前提としている情報であって、公にすることにより、同省からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り個別の学校名は公表しないことを前提として各校の回答を得ていることから、当該情報が公になると学校からの信頼を不当に損なうことが認められ、今後調査を通じた実態の把握が困難になるなど、事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>【回答フォームのURL及びQRコード】 ・職員が業務で使用する回答フォームは、公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>【事業者の電話番号、問合せフォームのURL及びメールアドレス】 ・事務局（事業者）の電話番号、問合せフォームのURL及びメールアドレスについては、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされる等、法人の事業活動が損なわれるため</p> <p>【回答フォームのURL及びQRコード】 ・職員が業務で使用する回答フォームは、公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	教育庁指導部管理課
11	R5. 4. 10	R5. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度「全国学力・学習状況調査 実施概況」 令和3～4年度「全国学力・学習状況調査 実施概況」 	32	1									1				<p>本調査の結果が一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力が得られなくなる等、正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため</p>	教育庁指導部管理課	
12	R5. 4. 10	R5. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度「全国学力・学習状況調査 実施概況」 平成30年度以前の「全国学力・学習状況調査 実施概況」 						1								<ul style="list-style-type: none"> 本調査は、令和2年度は行われていないことから、請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため 本件に係る公文書は、保存期間が3年であり、平成30年度以前の文書は既に保存期間が過ぎているため破棄しており存在しないため 	教育庁指導部管理課		

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
13	R5.4.10	R5.6.9	・中1・中2におけるスピーキング力を測るテストの実施 ・使える英語力の育成	4	1										1	1		【資料の一部】 ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわるおそれがあるため ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議段階の情報であって、公にすることにより、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報で未成熟な情報を記載したものであり、公にすることにより、今後の事業者選定事務をはじめ、事業全体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【資料の一部】 ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわるおそれがあるため ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議段階の情報であって、公にすることにより、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後の事業者選定事務をはじめ、事業全体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
14	R5.4.11	R5.6.9	令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書	72	1					1	1				1			【採点に関する内容】 ・試験問題の採点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これら的情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【実施会場に関する内容の一部】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R5.4.13	R5.6.12	・「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和4年度実施状況及び令和5年度実施について」起案原議 ・令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和4年度本試験 結果報告書-速報版- ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和4年度予備日 結果報告書-速報版-	101		1					1	1			1				【問合せ先の内線番号】 職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【探点に関する内容】 ・試験問題の探点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため 【実施会場に関する内容の一部】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【学校正式名称、人数、平均スコア、平均グレード、申請区分ごとの度数分布、学校正式名称、人数、平均スコア、平均グレード、申請区分ごとの度数分布】 ・当該箇所を開示すると今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となる。その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
16	R5.4.17	R5.6.12	令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書	72		1					1	1			1			【探点に関する内容】 ・試験問題の探点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【実施会場に関する内容の一部】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
17	R5.6.9	R5.6.14	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定 (調査書記載の評定) 状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課		

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
18	R5.6.12	R5.6.14	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R5.6.8	R5.6.15	令和5年5月9日付文部科学省事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号に関するアンケート調査について（依頼）」の周知に係る公文書	4	1														教育庁地域教育支援部生涯学習課
20	R5.6.9	R5.6.15	・都立国際高等学校（5）外壁その他改修工事 ・都立豊多摩高等学校（5）便所その他改修工事 工事設計内訳書、諸経費計算書	20	1														教育庁都立学校教育部營繕課
21	R5.6.9	R5.6.19	・令和4年度都立中等教育学校前期課程で使用予定の補助教材一覧 ・令和4年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧	543	1														教育庁指導部管理課
22	R5.6.15	R5.6.19	学校机外28点の買入れ 内訳書	1	1														東京都中部学校経営支援センター
23	R5.6.16	R5.6.21	・都立石神井特別支援学校（5）便所改修工事 ・都立北豊島工科高等学校（5）LL教室改修工事 ・都立東大和南高等学校（5）便所改修工事 工事設計内訳書、諸経費計算書	30	1														教育庁都立学校教育部營繕課
24	R5.6.13	R5.6.27	学力検査特別選考枠はどのような経緯で生まれ、また、2015年に廃止されたか開示請求する					1										請求に係る公文書は、平成27年度に作成された5年保存の公文書であるため、令和3年度に廃棄済みであり、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
25	R5.6.16	R5.6.27	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校（八王子市、日野市のみ）	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
26	R5.6.18	R5.6.27	・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	30	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
27	R5.6.18	R5.6.27	・令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校 ・平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校						1									対象文書の保存期間が超過したことに伴い廃棄しており、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
28	R5. 4. 24	R5. 6. 28	2018年度以降、次の各号に掲げる部課が当該各号の事務事業に関して委託した事業・業務の随意契約であって、委託先から提出された事業計画又は報告書において計算の間違いがあり、若しくはその内容が当該文書自身又は契約書・仕様書と矛盾し、又は契約書・仕様書・事業計画等に定められた業務実施（回数・内容等）がなされていないことが分かる事項が記載されているにもかかわらず、修正、是正（追加実施等）又は支払額の減額等の措置がなされぬまま、検査で合格とされたものに関する以下の文書（メモ類及び電子メール等の電磁的記録を含む。） ・総務部教育政策課 教育行政の基本的な政策の策定、重要施策の総合調整、教育委員会の会議に関する事務、事務事業の行政評価、教育庁・教育機関の組織及び定数、教育委員会の予算編成・予算の執行管理、人権教育に関する連絡調整、教育庁における情報化施策の総合的な企画・調整・推進 ・総務部総務課 教育庁・教育機関職員の任免等人事及び給与等、学校に勤務する事務職員等の任免等人事、表彰、文書の管理・審査、情報公開及び個人情報保護に関する事務、労働安全衛生・災害対策、障害者雇用（教育庁サポートオフィス、チャレンジ雇用）に関する事務 ・総務部契約管財課 物品の購入・工事等の契約、教育財産の取得・管理・処分の連絡調整、都立学校校地等の設定・管理保全 ・総務部広報統計課 教育行政に関する統計調査、教育情報の収集・整理・調整、教育行政に関する広報・広聴・出版 等	1															当該文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
29	R5. 4. 30	R5. 6. 29	・基本協定その1 ・基本協定その2 ・事業の方針変更等に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書	68	1					1	1	1						【業者の印影】 業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【難易度調整に関する記述】 当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【採点基準・採点方法に関する記述】 ・当該情報は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行うまでのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
30	R5. 6. 15	R5. 6. 29	教育職員特別免許状検定授与申請書、修了証明書、在職証明書、介護福祉士登録証、社会福祉士登録証、人物に関する証明書、身体に関する証明書、推薦書、取得済み免許状確認書、卒業証書・学位記	37	1					1	1	1						・氏名、旧姓・通称名（その有無を含む。）、生年月日、住所、本籍地、電話番号、学歴・職歴等の履歴、所有資格、志願理由、身体の状況（視力・聴力・疾病等）及び所有する教員免許状に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるところとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・印影については、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号該当） ・人物に関する証明書の性格等諸記載内容及び記載者名、身体に関する証明書の総合判断及び記載者名並びに推薦書における推薦関係の記述内容及び記載者名は、開示することが前提となると、記載者による率直な意見の表明がされず、正確な情報が得られなくなるなど、教員職員免許状の授与事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部選考課	
31	R5. 6. 15	R5. 6. 29	実習教諭免許状の授与（免許法別表第5）により高等学校福祉実習免状の交付に関する一切の文書					1									当該公文書は現に保有しておらず、存在しない。	教育庁人事部選考課		